

●關稅率改正に關する意見書

鑛及金屬の關稅改正に關する調査を爲さんが爲め本會評議員の決議に基き委員を選定し日本鑛業會選定の委員と合同して聯合調査委員會を組織し該委員會に於て審議の上別項の通り立案し其筋へ建議したる旨該委員會代表者より通知に接せり。本會委員左の如し。

香村小録君 野呂景義君 今泉嘉一郎君

戰後我邦ノ金屬鑛業ハ萎靡不振ニ陥リ形勢甚タ憂フヘキ者アリシヲ以テ日本鑛業會ハ一昨大正八年五月之カ救濟ノ方策ニ就テ調査審議ヲ爲シ其筋ニ向テ種々建議スルトコロアリタリ其後四圍ノ狀勢ハ益々本業ヲ威嚇シ日一日ト困憊ノ窮境ニ沈淪セシメ今ヤ一面經濟界ノ稍安定セントスルニ拘ハラス斯業ハ依然トシテ恢復ノ途ナク此儘ニシテ放置センカ久シカラスシテ全然根底ヨリ倒壞セントスルノ慘狀ヲ呈スルニ至レリ從來我邦ハ銅鑛業ニ於テ世界第二ノ生産國トシテ宇内ニ雄飛シ輸出年額壹億圓ニ達スルノ盛況ヲ現ハシメタルモノ今ヤ外品ノ壓迫ニ苦ミ氣息奄々トシテ瀕死ノ狀態ニ在リ製鐵業ハ戰時異常ノ發展ヲ爲シ國防上竝ニ經濟上最も重要ナル鐵鋼ノ獨立ヲ實現セントシタルニ戰後忽チ萎靡衰退ニ傾キ本年六月一部關稅ノ改正アリタルモ甚タ不徹底ニシテ更ニ刷振ノ效ナク今ヤ官民事業共ニ衰頽ノ極度ニ落ツ亞鉛モ亦同様ニシテ新進勃興ノ銳鋒ヲ挫折セラレ殆ント廢滅ニ歸セントス其ノ他ノ金

屬概ネ皆然ラサルハナシ惟フニ金屬鑛業ハ明治初年ヨリ年々發展ノ氣運ニ向ヒ其勢頗ル旺盛ニシテ大正七年ニハ年産額約四億圓ニ達シ國家經濟ニ資スルトコロ實ニ甚大ナリシ然ルニ世界大戰後年ヲ逐テ大ニ衰退シ若シ之ヲ措テ顧ミル所ナクハ斯業ハ大半廢滅シ管ニ國家經濟ニ大缺陷ヲ來タスノミナラス幾十萬ノ失業者ヲ出タシ其ノ影響ノ及フ所洵ニ測リ知ルヘカラサルモノアラントス豈憂フヘキノ極ナラスヤ今ヤ之カ救濟ノ途ハ當事者ノ非常努力ニ俟ツコト勿論ナリト雖モ國家トシテ亦タ適切ナル施設ナカルヘカラス而シテ其ノ最も有效ナルハ此等鑛產物ノ輸入稅ヲ引上ケ以テ内地產業ヲ保護スルニ在リトス依テ本委員會ニ於テ慎重審議ヲ重ネ世間一般ノ需用ニ著シキ影響ヲ及ホササル程度ニ於テ金屬ノ關稅改正率ヲ別表ノ如ク査定セリ稅率ニ就テハ一般ニ簡明ナル從量稅ヲ適用シ同一種目ニシテ價格ニ大ナル懸隔アルモノニ限り從價稅ヲ採用スルノ方針ニ依レリ聞ク所ニ依レハ今回政府ハ戰後經濟界ノ變遷ニ鑑ミ一般關稅改正ヲ企圖セラレ銳意其ノ實現ヲ圖ルトコロアリト是レ洵ニ時機ニ適シタル措置ナリト信ス希クハ本立案ヲ採納セラレ速ニ實施ノ方法ヲ講セラレンコトヲ切望ノ至リニ堪ヘス

鐵

歐洲大戰中鐵鋼ノ輸入杜絶ノ爲メ我邦ノ諸工業ハ勿論軍事上竝ニ交通上甚大ノ障礙ヲ蒙リタルハ今尙世人ノ記憶ニ新ナル所ニシテ當時鐵鋼ノ自給ハ國家ノ爲メ一日モ忽ニスヘカラル所以ヲ痛切ニ感シ之カ實現ニ對シテ朝野等シク奮勵努力セル結果斯業大ニ振興シ數年ナラスシテ其ノ目的ヲ貫徹セントスルノ盛況ヲ呈セリ然ルニ戰爭終局ト共ニ急轉直下非常ノ

逆境ニ陥リ折角勃興シタル此ノ國家的事業ハ忽チ萎靡頹廢ニ瀕セリ惟フニ所謂群小製鐵業者中ニハ戰時ニ於ケル鐵價ノ暴騰ニ眩惑シテ一時的僥倖心ヨリ起業セルモノナキヲ保セスト雖モ斯ノ如キ投機者流ハ措テ間ハス國家的遠大ナル見地ヨリシテ巨額ノ資本ヲ投下シ大規模ヲ以テ起業或ハ擴張ヲ爲シタルモノカ未タ其ノ活用ニ暇アラスシテ俄ニ逆境ニ陥リ空シク大資本ヲ固定シテ何等ノ成果ヲ得サルコト國家經濟上ノ損失洵ニ甚大ナリト謂フヘシ今最近數年ノ我邦ノ生産額ヲ調査スルニ(朝鮮ヲ含ム)

年次	官業	民業
大正六年	二九八、八三六 <small>佛備</small>	一五一、八二六 <small>佛備</small>
七年	二七一、五七七	三五三、八七九
八年	二八一、一三五	三九〇、七六七
九年	二四二、九〇三	三六二、二五一
十年豫想	二五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇

即チ本年ニ於ケル民間ノ製銑高ハ僅ニ十五萬噸ニシテ大正八年ノ三十九萬噸ニ比シ約三割八分ニ止マリ又現在民間ニ於ケル製銑設備ノ能力ハ優ニ六十萬噸ヲ超過スルカ故ニ此ノ能力ニ對比スルトキハ僅ニ四分ノ一ニ足ラサルナリ而モ戰後今日ニ至ル迄事業ノ收支相償フモノ一トシテ之ナク唯工場閉鎖ヲ斷行スルニ忍ヒサル爲メ生産ヲ極度ニ制限シ幾分ニテモ損失ヲ少ナカラシメント苦心シツツアル状態ナルヲ以テ今ニシテ戰後三年ノ逆境ヲ轉回スルコト能ハサレハ信用界第一流ノ事業家ト雖モ到底永ク堪ユルコト能ハス近ク全然倒壞ノ悲運ヲ免レサルヘシ又政府事業トシテ經營セル八幡製鐵所ニ於テモ同シク甚大ナル痛撃ヲ受ケ年々巨萬ノ損失ヲ出スコト豈ニ憂フヘキ事ナラスヤ

從來製鐵業ニ投セラレタル資本ハ官業約一億圓民業約二億八千萬圓ノ巨額ニ昇リ從業者及之ニ衣食スルモノ亦十數萬ヲ以テ算フ若斯ノ大事業ヲ一朝ニシテ頹廢ニ委ネンカ當ニ經濟上ノ一大恐慌タルノミナラス國民生活上ノ影響又恐ルヘキモノアラントス

曩ニ不況襲來ノ始ニ當リ政府ハ之カ救濟ノ必要ヲ感シ第十四議會ノ協賛ヲ經テ鐵ニ對スル一部關稅ノ改正ヲ可決實行スルニ至リタリト雖モ其ノ程度ハ種々ノ保護政策ヲ實行シ且ツ製鐵業ノ大合同ヲ成立セシメ著シク經濟的ノ作業ヲ爲シ得ルヲ前提トシテ定メラレタルモノナルカ斯ノ如キ事實ノ一モ舉カラサル現狀ニ於テ殆ント何等ノ效果ナク斯業ノ窮狀益々甚シキハ遺憾ニ堪ヘス

殊ニ此改正ニ於テ製鐵業ノ根本タル銑鐵ヲ度外シ其ノ關稅率ニ何等ノ變更ヲ爲ササリシハ甚タ其當ヲ得サルモノニシテ論者或ハ協定稅率ノ存在ノ爲メ奈何トモ爲シ難シト云フモノアリト雖モ該協定率ハ條約ニ據リテ改廢シ得ラルルノミナラス條約其者モ近ク滿了ノ時期ニ在ルカ故ニ豫メ今日ニ於テ一國關稅ノ本則タル國定稅率ヲ適當ニ改定シ置クコト最モ賢明ナル方策ナリトス故ニ吾人ハ今回ノ改正ニ於テ必ス先ツ銑鐵ノ關稅改正ヲ行ヒ以テ本邦製鐵業保護ノ根本方針ヲ表明スルノ必要ヲ認ムルモノナリ

鐵ニ對スル列國ノ關稅ヲ調査スルニ英國ノ如キ自由貿易主義ノ國ト雖モ其初メ保護關稅ニ依リテ自國ノ製鐵業ヲ獎勵發達セシメ米國ニ於テハ最モ徹底的ニ保護關稅ヲ應用シ以テ今日ノ隆盛ヲ致セリ其他歐洲列國孰レモ保護關稅ヲ採用シ就中獨逸ハ保護政策ニ據リテ英國ヲ壓倒シ駭々トシテ之ヲ凌駕セ

シハ最新ノ適例ナリトス保護ノ程度ハ各國等差アリテ多キハ從價五割六割ニ達シ少ナキモ二割ヲ下ラス是レ保護ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル程度ナルコト實驗ノ證明スル所ナリ

我邦ニ於テ條約改正ノ始ニ當リ鐵ノ關稅ニ從價三割ヲ基準トシ次テ輸入獎勵ノ爲メ從價一割五分ノ基準ニ改メラレタリ今ヤ製鐵保護ヲ目標トスレハ從價三割ハ必スシモ過大ナラスト雖モ茲ニ從價率ノ標準ハ別問題トシ吾人ハ現在及近キ將來ヲ考慮シ我生產費ト輸入品ノ價格トヲ比較シ我カ事業成立可能ノ程度ヲ以テ稅率ノ基準ト爲サント欲ス今鐵類中二三ノ主要ナルモノニ就テ調査スルニ左ノ如シ

原料及諸經費勞力  
材料費 費消却等 計 平均輸入品 差額

銑	鐵	五〇、〇〇	二〇、〇〇	七〇、〇〇	五八、〇〇	一二、〇〇
條	竿	類	一〇二、〇〇	三八、〇〇	一四〇、〇〇	一一〇、〇〇
板	厚〇、七ミリ	一〇四、〇〇	四九、〇〇	一五三、〇〇	一二〇、〇〇	三三、〇〇
薄	板厚〇、七ミリ	下	一一七、〇〇	八三、〇〇	二〇〇、〇〇	一五〇、〇〇

右表ノ如ク本邦ニ於ケル生產費ト輸入品ノ平均價格ヲ比較スルニ銑鐵ニ於テ一噸ニ付十二圓、條竿類ニ於テ三十圓、厚鋼板ニ於テ三十三圓、薄鋼板ニ於テ五十圓ノ差額アリ即チ此ノ差額丈ヲ關稅トスル時ハ内地生產業ハ粗ホ收支相償フヘク思察セラルルト雖モ實際關稅ト同額丈價格騰貴ヲ實現スルモノニアラスシテ市價ハ概ネ夫レ以下ニ降ルヲ常例トシ且ツ營利事業タル以上相當ノ利益ヲ擧ケサルヘカラサルカ故ニ該差額丈ノ關稅ヲ以テシテハ當業者ノ非常ナル努力ニ依リテ今日以上更ニ生產費ヲ節約スルノ必要アルヤ勿論ナリ而シテ吾人ハ幾分ノ節約ヲ可能ト認メ表示ノ差額ヲ以テ關稅額トナサンコトヲ提唱ス前記ノ差額ハ之ヲ現在ノ價格ニ割當ルトキハ約

二割内外乃至三割前後ニ該當シ世界列國ノ實例ニ對照スルモ保護關稅トシテ決シテ過大ニ非スト信ス

銅

本邦近年ノ銅需給狀態ヲ大觀スルニ其消費額ハ大戰當初ノ過渡期ヲ除キ逐年健實ナル漸增傾向ヲ示シ大正九年ニハ八萬三千噸ヲ算セリ蓋シ文化ノ向上ハ電燈、電力、電信、電話、造船、造兵、機械及建築諸業ノ著大ナル發展ヲ表現シテ益々銅ノ需用ヲ喚起セルカ爲メナリ然ルニ本邦生產額ニ至リテハ大正六年ノ十萬八千噸ヲ最高トシテ翌七年ハ早クモ九萬噸、八年ニハ噸ニ七萬八千噸、九年ニハ遂ニ六萬二千噸ニ低下スルニ至レリ即チ左表ニ示スカ如シ

大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年
製產額	六二、四二二	六六、五〇一	七〇、四六三	七五、四一五	一〇〇、六三六	一〇八、〇三八	九〇、三四一	七八、四四三
消費額	二二、六一一	二四、二〇〇	二四、七二七	一六、六四八	六〇、六六三	五四、一七八	六五、〇七〇	六八、三〇三
								八二、九七九

斯ノ如ク我產銅額ハ我消費額ニ足ラス銅輸出國ハ一轉シテ銅輸入國トナレリ而シテ今ヤ僅カニ稼行ヲ支持スル少數ノ優越大銅山ト雖モ每期損失ヲ重ネ將ニ死滅ニ近カラントスルヲ以テ此際一方大銅山ノ存立ヲ謀リ遺憾ナク買鑛製鍊ノ實ヲ舉ケシメ以テ幾多小鑛山ノ探掘ヲ催進セシムルニ非スンハ產銅國ノ地位愈々危殆ナラントス

本邦地中金屬富源ハ銅ヲ第一位トシ而シテ從來之カ開發ニ對シ特ニ巨大ナル資金ト長時日トヲ費シタリ茲ニ特記セサル可カラサルハ近年各山ニ於ケル擴張及改善工事ニシテ何レモ鑛源開發貧鑛處理及大量生産ノ方針ヲ執リ面目一新セル事ナリ然ルニ昨年來物價暴騰ノ爲メ製産費増大シ是等ノ優良ナル施設ヲ以テシテモ銅需用額年十萬噸ヲ自給シ得ヘキ充分ナル鑛源ヲ有スルニ拘ラス前述ノ如ク本邦軍需及平和工業ニ於ケル銅ノ自給ヲ全然不可能ナラシメントスル趨勢ニアリ若シ此儘ニシテ自然ニ放任セハ銅鑛業ノ支持ハ絶望ニ陥リ二億圓ノ投下資本ハ終ニ死滅ノ非運ニ遭ヒ財界ニ波及スル處眞ニ恐ルヘキモノアリ又現在銅山從業員ハ約十萬人ニシテ之カ失業ニ至ラハ其悲慘想像ニ餘リアルヘシ

翻テ現在及近キ將來ニ於ケル本邦並ニ米國ノ情況ヲ考慮シ本邦銅山ノ百斤製産費並ニ本邦ニ於ケル輸入品ノ價格ヲ査スルニ本邦代表的優越鑛山ノ極力仕上費ノ低減ヲ講シタル製産費約金四拾六圓ナルニ拘ラス輸入品ノ價格ハ參拾八圓前後ヲ往來スルノ状態ニ在ルヲ以テ本邦銅鑛業ノ生存ヲ謀ルニハ現行百斤壹圓貳拾錢ノ從量稅ヲ每百斤拾參圓五拾錢(百斤八圓)ニ改定スルヲ必要ナリト信ス

今假リニ關稅ヲ八圓ニ引上ケタル場合ニ於テ銅消費者ニ及ス影響ヲ講究スルニ其主要ナル電氣事業ニ於テハ大正七年本邦電氣事業會社ノ工事ニ使用セラレシ銅ノ價格ハ起業費ノ僅ニ一割ニ當ルト云フ然ルニ關稅改正ノ結果改正稅率ニ準シ銅價ニ影響スルモノト假定セハ百斤ニ付六圓八拾錢即チ銅價ニ對シ約一割八分ニ過キス故ニ之カ電氣事業ニ影響スルハ僅ニ一分八厘ニ止マリ然カモ此起業費ハ約二十箇年ニ涉リ之ヲ償

却スルヲ普通トスヘキヲ以テ殆ント問題トスルニ足ラサルヘシ

## 亞鉛

本邦亞鉛鑛業ハ原鑛豐富ニシテ戰前既ニ大ニ其發達ヲ遂ケ輸出國ト成ルニ至リタリ然ルニ戰後價格下落シテ經營困難トナリ今ヤ其多クハ事業ヲ休止シ僅ニ二三製鍊場ヲ殘スノミトナリタリ本年六月從來ノ重量稅每百斤七十錢ヲ三圓ニ改定實施ヲ見ルニ至リタルモ此改定ハ低率ニ過キ且ツ亞鉛華及亞鉛薄板製造業者ノ爲メニ其原料亞鉛ノ輸入稅免除ノ特例ヲ設ケラレタルニ依リ延テ輸入ヲ増大ナラシメ以テ本邦亞鉛鑛業ヲ窮境ナラシメタリ此際何等カノ方法ヲ講セサルニ於テハ本邦ノ亞鉛鑛業ハ將ニ絶滅スルノ悲運ニ至ルヘキヤ必セリ

普通亞鉛ノ製造費ハ現在ニアツテハ歐米諸國ト遜色ナキ設備ト技術ヲ兼備スル本邦某工場ニ於テハ每百斤二十二圓(百斤三十六圓五十錢)ヲ下ルコト難シ然ルニ輸入品ハ甚シク低廉ナルカ故ニ亞鉛鑛業ノ存立ヲ圖ルニハ此際前記免稅ノ特例ヲ廢スルト同時ニ更ニ關稅ヲ増額シテ每百斤八圓五十錢(百斤約五圓)ニ改定スルコトヲ至當トスルモノナリ

純亞鉛(亞鉛含有量九九・七%以上)ハ軍需品、純良白粉用、無鉛亞鉛華ノ原料、優良ノ「ペンキ」電池ノ亞鉛板其他特殊ノ工業用ニ必要缺クヘカラサルモノニシテ其製造ニハ特殊ノ設備ト甚大ノ熟練トヲ要シ從テ其製産費普通亞鉛ニ比シ頗ル多額ヲ要スルヲ以テ從量稅每百斤十七圓(百斤約十圓)ヲ課シ本業ヲ保護スル必要アルモノト信ス

## 鉛

鉛ハ軍需品並ニ一般工業上必須ナルモノナルニ拘ハラス其

鑛業ハ本邦ニ於テハ他金屬鑛業ニ比シ發達著シカラス其製産費ハ每百疋二十六圓内外(百斤十五、六圓)ヲ要シ歐米ノ如ク低廉ナラサルヲ以テ到底其競争ニ堪ユル能ハス若シ此際相當ノ保護關稅ヲ行フニ於テハ本邦各所ニ存在スル幾多ノ鑛床ノ採掘モ可能トナリ大ニ産額ヲ増加スルコト難キニアラサルヘシ其稅率ニ就テハ現在及近キ將來ニ於ケル彼我ノ狀況ニ鑑ミ現在ノ關稅每百斤四十錢ヲ每百疋五圓(百斤約三圓)ニ改定スルヲ適當ナリト信ス

**ニッケル**

本邦ニ於テ未タ「ニッケル」鑛ノ産出ヲ見サルモ本邦ハ世界中「ニッケル」鑛ノ主要産地ノ一タル「ニューカレドニア」ニ對シ運賃關係上歐米ニ比シ寧ろ有利ノ位置ニアリ加之同地方ニ於テハ其權利何レノ國人ニモ屬セサル未開發ノ鑛床ニシテ將來大ニ本邦人ノ經營ヲ促スヘキ幾多ノ鑛源ヲ有ス故ニ此際相當ノ關稅ヲ設ケ本邦ニ於ケル「ニッケル」製鍊業ヲ興起シ軍器其他ノ需要ニ對シ自給ヲ期スルノ要アルモノト信ス而シテ本稅率ヲ算定スルニ當リ特ニ最高價ナル大正六、七兩年ヲ除キ大正九年ヲ含ム最近八ケ年ノ歐米平均市價每百疋約二百十圓ヨリ打算シテ百疋五十圓トナシタルモノナリ

**アルミニウム**

「アルミニウム」ハ輓近飛行機等ニ必要ナル輕合金、電導線等ニ大ニ其ノ用途ヲ廣メタリ然ルニ本邦ニハ歐米ニ於テ專ラ「アルミニウム」ノ原鑛トシテ使用サルル「ボーキサイト」ハ未タ其産出ヲ見サルモ特ニ本邦ニ於テ利用スヘキ粘土及其ノ他ノ原料ハ豊富ナルモノアリ且ツ印度ニ於テハ極メテ豐饒ナル「ボーキサイト」鑛源ヲ有スルヲ以テ之ヲ利用シ將來本邦ニ於

ケル「アルミニウム」製鍊業ヲ成立セシメ軍器製造並ニ工業上「アルミニウム」ノ自給ヲ謀ルハ極メテ緊要ノコトナルヘシ  
此見地ヨリ本稅率ヲ定ムルニ當リ特ニ最高價ナル大正五、六兩年ヲ除キ大正九年ヲ含ム最近八ケ年間ノ米國ノ平均市價每百疋約百二十圓ヨリ打算シテ百疋三十圓トスルヲ至當ト認メタルモノトス

**第十四類 鑛 及 金屬**

四五八 鑛(燒キタルモノヲ含ム)マツト、ボツトム及鑛滓

甲 含銅三〇%以上 含銅分每百疋 五、〇〇

乙 其 他 無 稅

四六二 鐵

一 塊及錠

甲 銑 鐵 每百疋 二、五〇

甲ノ一 燐 〇、〇二五%以下 同 一、二〇

甲ノ二 其 他 同 一、二〇

乙 スピリゲルアイゼン 從 價 二割五分

其他不可鍛性鐵合金 從 價 二割五分

丙 其 他 同 二割五分

二 條 及 竿

甲 テイ、アングル等ノ形狀ヲ有スルモノヲ含ム 每百疋 三、〇〇

乙 特 殊 鋼 從 價 二割五分

三 ツイヤーロツド(捲キタルモノ) 每百疋 三、〇〇

四 レ ー ル 同 三、〇〇

五 板 同 三、〇〇

甲 金屬ヲ鍍セサルモノ 從 價 二割五分

甲ノ一 有紋及波形ノモノ 從 價 二割五分

甲ノ二 其 他 從 價 二割五分

イ 厚〇、七「ミリメートル」ヲ超エサルモノ 每百疋 五、〇〇

ロ 厚〇、七「ミリメートル」ヲ超エタルモノ 同 三、三〇

乙 卑金屬ヲ鍍シタルモノ

乙ノ一 錫鍍シタルモノ(葉鐵及葉鋼) 每百庇 八、〇〇

乙ノ二 亜鉛鍍シタルモノ(波形ト否トヲ問ハス)同 六、〇〇

乙ノ三 其 他 從 價 二割五分

六線

甲 金屬ヲ鍍セサルモノ 每百庇 八、四〇

乙 卑金屬ヲ鍍シタルモノ 同 六、〇〇

乙ノ一 亜鉛鍍シタルモノ 同 八、〇〇

乙ノ二 錫鍍シタルモノ 從 價 二割五分

乙ノ三 其 他 同 二割五分

七: 帶鐵、リボン、リドワイヤ パラゴンワイヤ 同 二割五分

八筒 及 管 同 二割五分

甲 金屬ヲ鍍セサルモノ 同 二割五分

甲ノ一 エルボー及ジロイント 每百庇 九、〇〇

イ 不可鍛性ノモノ 同 一一、〇〇

ロ 其 他 同 一一、〇〇

甲ノ二 其 他 同 三、〇〇

イ 鑄タルモノ 同 六、〇〇

ロ 其 他 同 二割五分

乙 卑金屬ヲ鍍シタルモノ 現行通り

九 故及層(改造用ノミニ適スルモノ)

第十五類中ノ「レール」ハ製鐵業ノ直接製品トシテ重要ナルモノナルヲ以

テ第十四類ニ又低燐銑鐵(燐〇・〇二五%以下)ハ特ニ軍器製造上缺クヘ

カラサルモノニシテ製造至難ナル各種特殊鋼ト共ニ之ヲ新設シ第十四類

ニ編入シタリ

第十四類中ノ線索及撻合線ハ純粹ナル加工品ナルヲ以テ第十五類ニ入ル

ヘキモノトシテ除外セリ

第十五類及第十六類中ノ鐵製品ハ第十四類ノ改正率ヲ基準トシ加工業者

ノ意見ヲ參照シテ改定スルヲ要ス

四六三 アルミニウム

一 塊、錠及粒 每百庇 二五、〇〇

二 條、竿、板、線及管 從 價 二割五分

三 層及故(改造用ノミニ適スルモノ) 同 一 割

四六四 銅

一 塊 及 錠 每百庇 一三、五〇

二 條 及 竿 同 二八、〇〇

三 板 同 三〇、〇〇

四 線 同 三〇、〇〇

甲 金屬ヲ鍍セサルモノ 每百庇 三五、〇〇

イ 徑〇、五「ミリメートル」ヲ超エサルモノ 同 二九、〇〇

ロ 其 他 同 三八、〇〇

乙 卑金屬ヲ鍍シタルモノ 同 三八、〇〇

五 撻 合 線 從 價 現行通り

六 筒 及 管 同 現行通り

甲 金屬ヲ鍍セサルモノ 每百庇 三八、〇〇

乙 卑金屬ヲ鍍シタルモノ 從 價 現行通り

七 層及故(改造用ノミニ適スルモノ) 每百庇 九、〇〇

四六五 鉛

一 塊 及 錠 每百庇 五、〇〇

二 板 同 七、四〇

三 茶 鉛 從 價 二割五分

四 線、紐及帶 每百庇 九、一〇

五 管 同 八、五〇

六 層及故(改造用ノミニ適スルモノ) 從 價 一 割

四六六 錫

一 塊 及 錠 現行通り

二 板、線及管 現行通り

三 箔 現行通り

四 層及故(改造用ノミニ適スルモノ) 現行通り

四六七 亞 鉛

一 塊、錠及粒 現行通り

甲	品位九九、七%以上	每百斤	一七、〇〇
乙	其他	同	八、五〇
二板			
甲	ニツケルヲ鍍シタルモノ	每百斤	二〇、〇〇
乙	エナメルペイント、ヴァニシユ、漆等ヲ塗リタルモノ	從價	二割五分
丙	其他	每百斤	二〇、〇〇
三線及管			
四	層及故(改造用ノミニ適スルモノ)	從價	一割
四六八	ニツケル		
一	塊及粒	每百斤	五〇、〇〇
二	條、竿、板、線及管	從價	二割
三	層及故(改造用ノミニ適スルモノ)	同	一割
四六九	水銀、蒼鉛、カドミウム及タンゲステン		
一	水銀	從價	現行通り
二	蒼鉛	同	二割五分
三	カドミウム	同	二割五分
四	タンゲステン	同	二割五分
四七〇	安知母尼及硫化安知母尼		
一	塊及錠	現行通り	現行通り
二	層及故(改造用ノミニ適スルモノ)		
四七一	真鍮及青銅		
一	塊及錠	從價	二割五分
二	條及竿		
甲	スチウムタービン用ノモノ	每百斤	三五、〇〇
乙	其他	同	二一、〇〇
三板		同	二、二〇〇
四線		同	二五、〇〇
五筒及管			
甲	金屬ヲ鍍セサルモノ	每百斤	三〇、〇〇
乙	卑金屬ヲ鍍シタルモノ	同	三三、〇〇

六箱 同 六五、〇〇

七 層及故(改造用ノミニ適スルモノ) 從價 一割

四七二 日耳曼銀

一 塊、錠、條、竿、板、線及管 從價 二割五分

二 層及故(改造用ノミニ適スルモノ) 現行通り

四七三 鑛 從價 二割五分

四七四 バビツツメタル其他ノアンチフリクシヨンメタル 從價 二割五分

一 塊及錠 從價 二割五分

二 層及故(改造用ノミニ適スルモノ) 從前通り

**硫黃ノ所屬類別變更並ニ關稅ニ關スル意見**

硫黃ハ本邦鑛產物中重要ナルモノノ一ニシテ石炭ト同一類別(第十二類)ニ屬スヘキモノナルニ拘ラス從來第六類中ニ編入シアリ依テ此際第十二類中ニ所屬變更ヲ希望ス

關稅ニ關シテハ從來ノ從價二割ヲ三割ニ改定アランコトヲ希望スルモノニシテ其理由下記ノ如シ本邦ニ於ケル硫黃產額ハ左表ニ示ス如ク累年増加ノ趨勢ニアリタルモ大正七年ヨリ減少シ大正八年及九年ニ於テハ一層ノ激減ヲ來タシ九年ノ如キハ六千六百萬斤ニシテ明治四十二年ノ產額ト殆ント同額タルニ至レリ醜テ之カ輸出ノ方面ヲ觀ルニ之亦累年増加ノ趨勢ニアリタルモノ大正七年ヨリ減少ノ步調ニ推移シ大正九年ノ如キハ大正元年ノ半數ニモ滿タサルノ趨勢ニ陷レリ

元來我國ノ硫黃ハ内地ノ消費ヲ滿シ殘餘ヲ主トシテ米國、濠洲ニ輸出シ來リ世界ニ於ケル硫黃ノ輸出國タリシナリ然ルニ前記ノ如ク大正七年ヨリ趨勢ニ陷レルハ米國ニ於ケル硫黃ノ產額漸次増加シ我國ヨリノ輸入ヲ排除シタルノミナラス過剩製品ヲ續々海外ニ輸出シ以テ我國ノ海外販路ヲ漸次侵蝕シ來リタル結果ニ外ナラス

現今我國ニ於ケル一噸當リ原價ハ七十四五圓ヲ要スルニ拘ラス内地市價ハ六十七圓内外ナルヲ以テ現在ニ於テスラ斯業家ハ大ニ損失ヲ受ケツツアルノ狀況ナリ然ルニ米國ニ於ケル硫黄一噸ノ市價ハ邦貨ニ換算シ現行輸入税ニ割ヲ加算シテ尙約六十三圓ニテ本邦ニ輸入スルコトヲ得ルノ状態ニアリ故ニ若シ米國品ニシテ續々内地ニ輸入セラレンカ内地市價ハ愈々低落シ本邦斯業ハ爲メニ廢滅ニ歸スルヤ必セリ現ニ濠洲ニ於テハ自國産硫化鐵鑛利用ノ目的ヲ以テ硫黄ノ輸入ニ對シ五十パーセントノ殆ント禁止的輸入税ヲ課セントスト聞ク果シテ事實ニシテ實現セラレンカ米國ヨリ濠洲ニ輸出セラレツツアリシ製品ハ續々東洋ニ移送セラレ遂ニ我國ニ其輸入ヲ見ルニ至ルヘキハ明カニシテ其結果ハ我國硫黄鑛業ノ廢滅ヲ招致シ輸出國タリシ我國ハ轉シテ輸入國トナルノ悲運ヲ實現スルニ至ルヘシ現狀如此ヲ以テ我國ニ於ケル斯業家ハ孜々トシテ製産費ノ削減ニ努力シツツアルモ一朝一夕ノ業ニアラス然ルニ米品ノ本邦ヲ侵サントスルヤ誠ニ焦眉ノ急ニシテ若シ此ノ儘ニ放任センカ折角ノ努力モ遂ニ中途ニシテ水泡ニ歸スルノ虞アリ故ニ米品ノ内地侵蝕ヲ防壓スルノ策トシテ現行税率ニ割ヲ三割ニ改定シテ斯業ヲ保護スル必要アルモノト信ス

硫黄内地産出及輸出高

年次	産出高	輸出高
明治十年	二、二〇八、三〇〇	
二十年	一七、九六八、三〇〇	
三十年	二二、六三六、六〇〇	
三十五年	三〇、四七八、三〇〇	
四十年	五五、五四八、三〇〇	
四十一年	五五、六九八、三〇〇	

年次	産出高	輸出高
四十二年	六一、五〇〇、〇〇〇	
四十三年	七三、〇七八、三〇〇	
四十四年	八三、七七一、六〇〇	
大正元年	九〇、九二三、三〇〇	
二年	九九、〇八〇、〇〇〇	八一、八〇九、八六三
三年	一二三、五二五、〇〇〇	九〇、四二六、四五〇
四年	一二〇、三四三、三〇〇	八五、九四七、〇四〇
五年	一七七、二三六、二〇〇	一二四、七八九、五三二
六年	一九六、八一五、〇〇〇	一三七、八一、九四四
七年	一〇七、八五一、六〇〇	一三九、九〇〇、六〇〇
八年	八四、三八五、〇〇〇	九〇、一六一、八四七
九年	六六、〇〇〇、〇〇〇	四七、七八〇、五九九
十年	六六、〇〇〇、〇〇〇	三二、八一、一四六
十一年	六六、〇〇〇、〇〇〇	三、九七二、三〇〇

●關稅率一般改正に關する根本方針決定

第一 稅制は原則として現行の如く國定及び協定稅率制を採用すること

第二 課稅の有無輕重を決す可き大體の標準

- 一、産業保護の見地よりする標準
  - (イ)保護税は本邦に於て現に存立し且つ未だ發達せざる産業にして而も將來發達の見込あるもの又は現に存立し、且相當發達せるものと雖も、將來其の維持を必要とする重要産業若くは現に存立せざるも、將來發達の見込ある重要産業に對してのみ之を設くること
  - (ロ)保護税率は原則として内地産品が本邦市場に於て外國品と正當なる競争に堪へ得る程度を以て其限度とすること
  - (ハ)原始産業用の物品、動植物、天産品工業用原料品及び材料品(輸出品の原料包装材料及び容器を含む)にして本邦に生産せられざるか、又は生産せらるゝも將來供給増加の望みなきものは、原則として之を無税とすること
  - (ニ)半製品に對しては原料品に對するよりも比較的高率の課税をなし、全製品に對しては半製品に對するよりも、一層高率の課税をなすこと
- 二、歳入上の見地よりする標準



## ●世界鋼業危機

(イ) 收入關稅は財政上の需要に應ずるを目的とするものなるが故に、歳入を確保し得べき輸入品に對し之を課し、其稅率は當該物品の輸入額を減少せしめざる程度に止むること。

(ロ) 收入關稅を課するには、先づ最終の消費に供せらるゝ物品中奢侈品に屬すべきものを選び、之に對し比較的高率の課稅をなし、其他の物品に對しては國民生活上の必要程度に應じて其稅率を案配すること。

(ハ) 内地に於て消費稅を課せらる可き物品にして、輸入の際消費稅を課せざるもの等に對しては、消費稅と權衡を得せしむる様課稅すること。

三、左記の物品に就ては前二號に拘はらず成る可く左の標準に依ること。

(イ) 生活必需品就中食糧品に對しては成る可く課稅せざること縱令之に課稅するも出來得る限り低稅を課すること。

(ロ) 軍事上の用途にのみ供せらるゝ物品又は主として軍需品として使用せらるゝ物品にして、本邦に於て生産の見込あるものに對しては相當の保護稅を課すること、但し本邦に於て自給し得る見込なき物品に對しては課稅せざること。

(ハ) 文化、教育及び衛生上必要な物品は成る可く之を無稅とし又は之に對し低稅を課すること。

### 第三 課稅の標準

一、課稅標準は原則として從量稅を採用すること。

二、從量稅品に於ける貨物の重量は原則として正味量を採用すること。

三、從價稅品に於ける貨物の價格は現行の如く輸入の際に於ける到着價格を採用すること。

四、從量稅品にして價格變動の爲め著しく其標準率に變化を來したる物品に就ては一定期間の平均價格に其總量稅率を改定し得るの制度を設けると、從價稅品にありても適用上從量稅を課するを便とするものに就ては一定期間の平均價格に從價稅より換算したる從量稅に變更し得るの制度を設けること。

### 八幡製鐵所調査

製鋼業に於ける現時の一般危機の範圍、原因、結果に就て

伊國ストロンボリ博士は論じて居る、千九百十三年には全世界鋼產額が七千六百萬噸（佛噸、以下同）で有つたが、千九百十年、千九百年には其れが五千五百萬噸、二千九百萬噸で有つた、即ち本世紀最初の十年間に二倍となり其後三年間に其れが又千七百萬噸ほど増加したのである、此増加率が其の儘繼續すれば千九百二十年の產額は一億二千萬噸に達しなればならない等なのに各方面からの資料に依つて計算すると實際は約六千萬噸にしかならない、即ち十年前の產額よりも減退して居るのである、抑戰時中の鋼產額の大部分は陸海軍用として販賣せられたのであるから戰時中の五年間及び戰後の二年間に他方面の需用に供すべき分から剝奪された額をば二億噸と計算すれば當然これだけの鋼は缺乏して居る譯である、其れから又例へば鐵道の需用を考へて見ると今から八十年前の千八百四十年には世界中に七千八百七十千の鐵道が有つた處が千九百二十年には其れが百十萬千以上になつて居る、今一米突四十疋の軌條を使用するとすれば線路一米突に八十千の軌條即ち一疋に付八十噸の鋼が要るから前に掲げた全世界の鐵道延長十萬千に對しては八千八百萬噸の鋼を要するのである、其上複線、車輛入替停車場、停車場などを計算に入れると恐らく一億五千萬噸の鋼が全世界の鐵道線路に固定して居ると觀てよからう、其れから又線路に十分の一だけを年々取替ゆるべきものと觀れば全世界の鐵道に對して千五百萬噸の鋼を要する事になる、右は既設鐵道だけに就ての話であるが新に敷設さるべき分に就いて見るとブラジル國ばかりでも千六百萬噸の軌條を要するのである、別に又機械製造用各種建築用等に要する鐵材も夥しい額に達するだらう、抑

歐洲は大戦の爲め最も激しい苦痛を受け兵亂が戦んでからも産業上に最も強い餘波を蒙つたのだが現時の危機に際しても亦最も痛切の苦惱を感じて居るのである、歐洲の鐵産額は千九百年の約一千八百萬噸から千九百十年には三千十噸、千九百十三年には四千二百五十萬噸に上つた、是れに依つて推算すると千九百二十年には七千萬噸に達しなくてはならなかつたのだが實際は然う行かなかつた、左に國別の産額を掲げて見る。(單位千噸)

	一九一〇年	一九一三年	一九一九年	一九二〇年
獨逸	一三、六九八	一八、九三五	七、〇六四	七、〇〇〇
英國	六、一〇六	七、六六四	七、八九四	五、〇五五
佛國	三、〇二四	四、六三五	二、一八六	三、〇〇〇
露西亞	二、三五〇	四、二四三	一、〇〇〇	三、〇〇〇
舊埃洪地方	二、一四五	二、六八二	△一、〇〇〇	△一、〇〇〇
伯國	一、四四九	二、六〇一	三三三	一、二〇〇
伊太利	六三五	九三二	七六〇	△六〇〇
瑞典	四七〇	五九一	五二一	四一六
西班牙	二一九	二四一	二四一	△二〇〇
合計	三〇、一一八	四二、五三五	二一、〇一〇	二、三〇〇

(附△は見積高)

米國は絶大の製鋼能方を持つて居るが歐洲が同國から多大の助力を受け得る事は期待せられない、なるほど同國は五千二百萬噸の鋼を生産する能力があらう實際千九百十三年に三千二百萬噸を生産したのが戦時中には約四千五百萬噸を生産し千九百二十年には約三千五百萬噸を生産したが其の歐洲を助ける能力に就ては深く考慮しなくてはならない點が二ツある、第一に同國の大鐵産地が石炭産地から一千哩もかけ離れて居るばかりでなく主要製鋼所が積船港から約五百哩離れ

て居るのだから鋼を歐洲へ向けて積送るには大に運賃が嵩む第二に考へなくてはならない點は米國も亦戦時中商用に供し得る鋼産額の少くとも一半を軍用に振向けて仕舞ひたいのであるから其の附近の諸國特に南米諸國が同國からの供給を希望して居ると云ふ事情をば看過するとしても同國は先づ以て自國の需用を充さなくてはならない、故にとても多額の鋼を歐洲へ輸出する事は出来ない、佛國は在ローレンの獨逸工場を手に入れたけれども是を利用するだけの適當な幹部職工に缺けてゐるので現今其の生産能力の三分の一以上を發揮する事は出来ない、英國は猶ほ鋼産額を高め得るのだが炭坑夫のストライキに依つて大に之れを阻碍せられてゐる、この間に處して吾人は奇妙な現象を目撃する、即ち歐洲が鋼の不足に苦しんで居るのに倉庫は充滿し製鋼所は作業を緊縮し又は全く停止してゐる伊國でも製鋼所は僅に二分の一又は三分の一に位しか作業して居ないのに在庫品は山の様である、要するに到る處價格の下落を待つて差當り止むを得ないものゝ外作業を控へてゐる、斯て製鋼界の危機が主因となつて一般經濟界の危機を誘致したのである例へば伊國政府で定めた官立工場壓延鋼の千九百十八年十二月より今日に到る迄の價格を見る

(一噸價格)

一九一八年十二月廿日	六五 <sup>リ</sup> 〇 <sup>トラ</sup>
一九一九年三月十日	八〇〇
同 四月六日	九二〇
同 七月廿八日	一、〇〇〇
同 九月廿二日	九五〇

同	十一月廿七日	一、一〇〇
同	一九二〇年二月一日	一、三二〇
同	二月廿二日	一、五八〇
同	三月十八日	一、九〇〇
同	四月十六日	二、三七〇
同	五月廿五日	二、七五〇
同	六月八日	二、五〇〇
同	六月十八日	二、二五〇
同	七月十二日	二、一〇〇
同	十一月十二日	一、九〇〇
同	一九二一年一月廿五日	一、四〇〇

戦前の価格は噸當り約百九十リトラで有つたが是れをくらべて右の(商賣上ではもつと高く唱へる事もある)價格が買氣を煽る所以のものでない事は分るであらう所詮價格がもつと著しく下落しない限りは充分な消費の回復は覺えないことである他國でも同様であるそこで獨逸の鋼價格は千九百十三年には九十六マルクと百二十六マルクとの間を上下しゐたのが千九百二十年から左の様な歩調を示した。(價格マルク)

一九二〇年一月、一噸價格	一、七四五
同	二、六五〇
同	二、七一五
同	三、六五〇
同	三、二〇〇
同	二、八四〇
同	二、四四〇
同	二、四四〇
一九二一年三月	二、四四〇

白國では千九百十三年鋼一噸の價百四十六フランで有つたのが左のやうな變動を示した。(價格フラン)

一九二〇年七月、一噸價格	一、四〇〇
同	一、二〇〇
同	九五〇
同	九〇〇
同	八五〇
同	六七五
同	六二五
一九二一年一月	五五〇
同	五〇〇
同	五〇〇

佛國及ブルクサンブルグも同様な形勢を示すのであるが推なべて昨年夏最高點に達した價格が爾後漸次低下してゐるがまだ消費者をして大口の購買に手を出さしめるだけの程度に落着きさへすれば、現時の山なす在庫品は忽ち捌けて仕舞つて却て生産不足に陥る事になるのであらう是れは何うしても避け難い事柄である。

●八幡製鐵の電化瓦斯化計畫 同所服部技監の語る所に依れば早晩全體を機械化し瓦斯化して徹底的に生産費輕減を計る計畫であるが今度の研究で果して何程の節減が出来るかは別として現在製鐵所が蒸氣汽罐を使用して居る爲めに多量の石炭を消費するの止むなきに在るのは生産費過剩の根本原因であると共に従つて使傭人の多きを要す所以である、是は製鐵所最初の設計が悪かつたので第二期擴張に取掛る際には既に此の缺陷に氣づき瓦斯汽罐にする筈であつたが歐洲大戰勃發の爲め此の計畫も實現する事が出来なかつた、若し全體を機械化するとすれば現在の職工の過半を減ずる事が出来る現在の職工給料は一箇月百萬圓内外であるから其半數年六百萬圓の節減が出来瓦斯化すると云ふのは熔鑛爐に發生し

た瓦斯を利用して原動力とする事だから今製鐵所の熔鑛爐六基を使用して年五十萬噸の銑鐵を製産するとすれば五百萬立米の瓦斯を得る事になり内四割を燃料に使用しても三百萬立米の瓦斯は動力用として使ふ事が出来る譯で之を石炭に換算すると約三十一萬噸となり、此價格三百七十二萬圓だから合計九百七十二萬圓の生産費節約が出来る、然して此の電化瓦斯化の計畫は機械を購入爲し得る様な事情になると共に着々遂行する考へであると。

●製鐵所明年豫算 八幡製鐵所大正十一年度歳入歳出の豫算は出來したので、白仁長官に右豫算案を送付したる爲め同長官は上京して主務省と交渉を重ねたるが、右豫算は苦境に陥れる同所の死活に關する問題として此の折衝は頗る困難の由である、明年度の豫算は大體に於て本年の豫算と大差なく歳出は最少限度に見積り八千萬圓の豫定にて歳入見積額は六千萬圓の差額二千萬圓は之を借入金金の殘額より二千萬圓を繰入れ兎に角補填することゝなつてゐる。

右の中本所費は七千萬圓出張所費は一千萬圓となつてゐる本年度に移管した戸畑工場は明年度も同様使用することゝし兩者間の契約書は其の借入期間を改正すれば足りるのである戸畑工場は明年までは現在の儘とし十二年度には東鐵時代築造中に屬してゐた三百噸熔鑛爐の工事を繼續して二基と爲すことになつて豫算にも既に計上して居る由借入金九千八百萬圓は本年度内に借入れたる五千五百五十萬圓を差引殘額四千二百五十萬圓は明年度に二千萬圓明後年度に一千萬圓本年度内に千二百萬圓を借入れ歳出を維持する筈である、尙第三期擴張工事追加豫算は七百萬圓にて之れに對しては目下主務省

と交渉中であるが追加豫算は本省の承認至難であるとのことである。

●製鐵所鐵産額 八幡製鐵所の大正九年四月より本年四月に至る一箇年間の生産總額は銑鐵二十四萬三千五百七十一疋、鋼材二十九萬七千三百六十六疋である、九年度中に於ける鋼材の賣行總額（同年中製鐵所より外部に搬出せる鋼材額に據る）は十九萬二千疋で差引十萬五千三百六十九疋の巨額の在庫品を残して居る同所の在庫鋼材は前記十萬五千餘疋に、前年度の賣残り品三萬餘疋を加へて十三萬五千餘疋の在庫品がある譯だが前月以來内地市場の活況に依り在庫品中の細物八月中九千疋、九月中一萬餘疋合計一萬九千餘疋が賣れたので本月末現在の在庫品は十一萬五千餘疋見當である、尙大正九年中の製鐵所鋼材産額を種別に示すと左表の如し。

（單位疋）

鋼板	七六、六二二、	亞鉛引鋼板	一七八〇、	棒鋼	七五、二三	
四、	形鋼	五六、八三〇、	重軌條	三六、六一六、	輕軌條	六、一四
二、	軌條	附屬品及リベット	五、六五二、	線材	及製釘材	一五、
二〇五、	外輪	五、〇〇三、	車輪	二、一三七、	鋼片及鋼塊	八、六
三八、	鍛成品	一七九、	電氣爐鋼	三〇九、	端物及其他	七、〇
四一〇、						